# I.入札説明書

公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「JPSA」という。)の入札公告(2023年3月3日付公告)に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

- 1. 企画競争入札に付する事項
  - (1)委託名(件名) 2023 ジャパンパラ陸上競技大会の設営等に関する業務委託
  - (2)調達役務の内容等 仕様書記載のとおり。
  - (3)入札方法

落札者の決定は価格、実績、提案内容を総合的判断する為、 6の「入札書類の提出」を参照のこと。

- ①入札に参加を希望する者(以下「入札者」という。)は、「入札参加意思表明書」(別紙書式)と、パラスポーツ(障がい者スポーツ)の国際もしくは国内大会に関する受託実績(書式自由)を2023年3月17日(金)までに提出すること。
- ②入札者は、2023年3月24日(金)までに見積書・提案書を提出すること。
- ③落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。
- ④入札者は、提出した書類の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

## 2. 競争参加資格

下記全ての項目に準じていること。

- (1)予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限の過ぎた未納税額がないこと。
- (3) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者であること。
- (4)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が 確保される者であること。
- (5) パラスポーツ (障がい者スポーツ) の国際もしくは国内大会に関する受託実績があること。
- (6) プライバシーマークを取得していること。

#### 3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2)入札者は、JPSA が交付する仕様書に基づいて、入札書類を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において JPSA から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4. 入札説明会日時及び場所

入札説明会は、実施しない。

#### 5. 入札に関する質問及び照会等の受付等

(1) 質問の方法

電話、或いはメールにより行うこと。

(2)受付期間

2023年3月7日(火)から2023年3月16日(木)15時00分まで

(3) 担当部署、問い合わせ先

公益財団法人日本パラスポーツ協会 企画広報部 (担当:小塩、見城)

電話番号: 03-5939-7021

メール: jpsa-kikaku@parasports.or.jp

※メールの件名には必ず『【質問】2023 ジャパンパラ陸上競技設営等』と記載すること。 記載がない場合は回答できない場合があります。

(4) 質問の回答

返答は全入札者へ情報提供を行なう。

#### 6. 入札書類の提出

下記内容をメールにて提出すること。

提出期限を過ぎた場合はいかなる理由があっても受け取らない。

(1)入札参加意思表明書

提出期限: 2023年3月17日(金)16時00分必着

内 容:①入札参加意思表明書 (別紙書式)

②パラスポーツ(障がい者スポーツ)国際もしくは国内大会に関する受託実績書 (業務の詳細も必ず記載すること) (書式自由)

(2) 見積書・提案書

提出期限: 2023年3月24日(金)16時00分必着

内 容:①見積書 ②提案書

(3)提出先(提出方法)

5. (3) と同じ。

※メールの件名には必ず『【入札】2023 ジャパンパラ陸上競技設営等』と記載すること。 記載がない場合は回答できない場合があります。

#### 7. 入札結果通知の予定日及び方法

(1)入札結果通知予定日

2023年3月31日(金)(予定)

(2)通知の方法

入札者へメールにて落札の有無を通知する。

## 8. 支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日迄に支払うものとする。

#### 9. 入札の無効

競争入札の参加に必要な資格のない者による入札、及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

## 10. 落札者の決定方法

価格、実績、提案を総合的に判断し、最も優れた者を落札者とする。

#### 11. 契約書作成

受託者と JPSA において、別途締結をおこなう。